春日部市規則第63号

地方公営企業法第３９条第２項に規定する職の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 30 日

春日部市長　石川一弘

地方公営企業法第３９条第２項に規定する職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第３９条第２項に規定する職の範囲を定める規則（平成２０年規則第５７号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
第２条 （２） 病院事業　病院長、副院長、医療部長、診療統括部長、中央診療部長、薬剤部長、看護部長、事務部長、担当部長、副診療統括部長、副中央診療部長、副薬剤部長、主任部長、副看護部長、次長、参事、科部長、センター長、室長、看護師長、課長、担当課長、<u>科長、技師長</u>、医長及び主幹	第２条 （２） 病院事業　病院長、副院長、医療部長、診療統括部長、中央診療部長、薬剤部長、看護部長、事務部長、担当部長、副診療統括部長、副中央診療部長、副薬剤部長、主任部長、副看護部長、次長、参事、科部長、センター長、室長、看護師長、課長、担当課長、<u>科長</u>、医長及び主幹

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。